

生駒市規則第46号

生駒市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月18日

生駒市長 山下 真

生駒市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自動車駐車場条例施行規則（平成20年2月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) ベルテラスいこま自動車駐車場 午前7時30分から午後11時30分
まで

第5条第2項中「様式第1号から様式第3号まで」を「様式第1号及び様式第2号」に改める。

第7条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第12条を第13条とする。

第11条中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項第3号を同項第5号とし、同項第2号中「別表第2備考第4項」を「別表第2備考第3項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「別表第2備考第4項」を「別表第2備考第3項」に改め、同号を同項第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 認証機取扱者による1月当たりの認証の数が1,000件以上の場合（次号に規定する場合を除く。）認証に応じて市長が認める時間に相当する駐車料金の額に100分の20を乗じて得た額
- (2) 認証機取扱者による1月当たりの認証の数が3,000件以上の場合
認証に応じて市長が認める時間に相当する駐車料金の額に100分の30

を乗じて得た額

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(駐車料金の徴収)

第10条 条例第9条第2項の規則で定める者は、市長の承認を得て駐車券認証機(同項の市長の認証を行うための機器をいう。以下同じ。)を取り扱う者(以下「認証機取扱者」という。)とし、同項の規則で定める時期は、駐車券認証機による認証(以下「認証」という。)をした日の属する月の翌月から翌々月までの間で市長が定める日とする。

2 条例第9条第2項の規定により駐車料金を徴収するときは、認証をした日の属する月ごとにまとめて行うものとする。

別表第1 生駒駅南自動車駐車場の項の次に次の1項を加える。

ベルテラスいこま自動車 駐車場	(1) 普通駐車料金 ア 最初の1時間まで 300円。ただし、最初の30分以内の駐車場の利用については、無料とする。 イ 最初の1時間を超え、30分までごと 100円 (2) 夜間駐車料金 1回1,500円
--------------------	--

別表第1 生駒駅北地下自動車駐車場の項中「300円」の次に「。ただし、最初の30分以内の駐車場の利用については、無料とする。」を加え、同表備考第1項中「入場出場時間」を「入出場時間」に改め、同表備考第3項中「午後10時30分」の次に「(ベルテラスいこま自動車駐車場にあっては、午後11時30分)」を加える。

別表第2中

「

夜間専用回数券	5枚	5,250円
3,300円相当券	1枚	3,000円
5,500円相当券	1枚	5,000円
11,000円相当券	1枚	10,000円

」

を

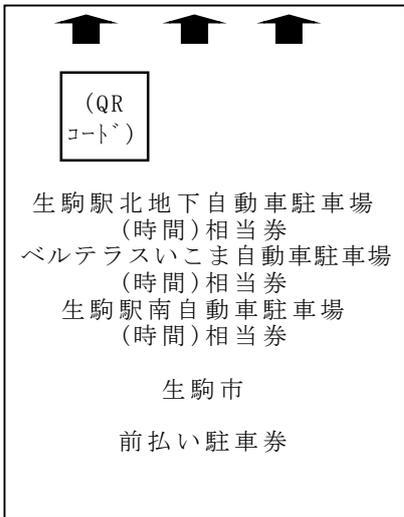
夜間専用回数券	5枚	5,250円
---------	----	--------

に改め、同表備考中第3項を削り、第4項を第3項とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

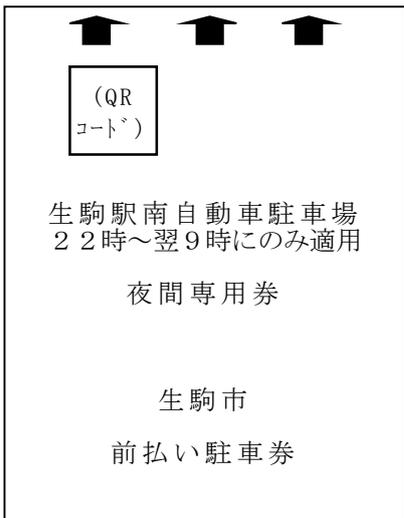
様式第1号（第5条、第6条関係）

駐車1時間相当券
駐車1時間30分相当券
駐車2時間相当券



様式第2号（第5条、第6条関係）

夜間専用回数券



様式第3号を削る。

様式第4号を次のように改め、同様式を様式第3号とする。

様式第3号（第7条—第9条関係）

（表面）	（裏面）
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><div style="text-align: center;"> No.</div><div style="text-align: center; margin: 10px 0;"><div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(QR コード*)</div></div><p style="text-align: center;">(全日・平日・夜間)定期駐車券 (生駒市)</p><p>有効期限 利用者名</p><p style="text-align: center;">生駒駅南自動車駐車場</p></div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">車両番号</p></div>

様式第5号中「第11条」を「第12条」に、「生駒駅南・生駒駅北地下自動車駐車場」を「生駒駅南・ベルテラスいこま・生駒駅北地下自動車駐車場」に改め、同様式を様式第4号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年1月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に発行されている改正前の生駒市自動車駐車場条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第2に規定する3,300円相当券、5,500円相当券及び11,000円相当券は、当分の間、生駒市自動車駐車場条例施行規則第6条第2項に規定する本市以外の者が設置する自動車の駐車のための施設において使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に発行されている旧規則様式第1号及び様式第2号の

回数券並びに様式第4号の定期券は、改正後の生駒市自動車駐車場条例施行規則様式第1号及び様式第2号の回数券並びに様式第3号の定期券とみなす。